

③住民主体訪問サービス

事業主体	NPO法人もしくは任意団体													
対象者	要支援者、事業対象者													
サービス内容	生活支援サービス(注1)													
提供頻度	利用者との相談により設定 (一人につき1日1件まで、月8件まで ※ただし、ゴミ出しのみ一人につき月1件まで)													
実施方法	補助により実施 事業者に直接支払													
主な基準	<p>一 神戸市内のNPO法人もしくは任意団体であること。</p> <p>二 実施団体において、ボランティアによる生活援助を提供した実績が1年以上あること。又は、本項第五号の責任者に、ホームヘルプサービスやボランティアによる生活援助を提供した実績が1年以上あること。</p> <p>三 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。</p> <p>四 以下の内容を含む団体の会則又は活動規約等を定めていること。</p> <p>(1)団体の活動目的と事業内容、(2)衛生管理対策、(3)個人情報保護対策、(4)事故発生時の対応</p> <p>五 以下の条件を満たす責任者を置くこと。</p> <p>(1) 有資格者(介護福祉士、初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者)又は、別途神戸市が実施する生活支援訪問サービス従事者養成研修修了者、旧訪問介護員3級課程修了者、家政士資格保持者であること。</p> <p>(2) 同一団体の他の事業と兼務可。また、次号のコーディネーターと兼務可。</p> <p>六 コーディネーターを必要数(1名以上)配置し、週5日以上、10時から16時の間は、あんしんすこやかセンター等及び利用者からの連絡に対応すること。同一団体の他の事業と兼務可。市内に活動拠点(事務所等)を複数有する場合は、拠点ごとに1名以上配置すること。</p> <p>七 実施団体に登録された従事者(生活支援サービスを提供する者)が、本項第5号の責任者及び第6号のコーディネーターとの兼務者を除いて「サービスを提供する日常生活圏域の数×3名」以上いること。なお、従事者が20名以上いる場合は1区全域、80名以上いる場合は4区以上で提供可能とする。従事者は、有償ボランティアであること。ただし、本人の希望に応じて無償ボランティアでも可とする。他の事業と兼務可。</p> <p>八 概ね、あんしんすこやかセンターの日常生活圏域(中学校区程度)以上の区域を活動範囲とすること。</p>													
補助対象経費及び補助額	<p>サービスの利用調整を行うコーディネート経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間利用件数(延べ)</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件～49件</td> <td>1件につき500円</td> </tr> <tr> <td>50件～99件</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>100件～149件</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以降、同様に50件ごとに25,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000件以上</td> <td>2,500,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table> <p>初年度加算 事業実施初年度で、利用件数が50件以上の団体に対して、10万円。 ※ただし、実支出額の範囲内</p>		年間利用件数(延べ)	補助額	1件～49件	1件につき500円	50件～99件	25,000円	100件～149件	50,000円	以降、同様に50件ごとに25,000円		5,000件以上	2,500,000円(上限)
年間利用件数(延べ)	補助額													
1件～49件	1件につき500円													
50件～99件	25,000円													
100件～149件	50,000円													
以降、同様に50件ごとに25,000円														
5,000件以上	2,500,000円(上限)													
利用者負担	実施主体により設定													

(注1) 【生活支援サービスの内容】

要支援者又は事業対象者に対し、原則1号サービスを提供するものとする。また、1号サービスの提供に合わせて2号サービスの提供も可能とする。ただし、補助金の対象となる利用件数に算定できるのは、1号サービスを提供した場合とする。

(1) 1号サービス

介護保険制度の「訪問介護」で提供する「生活援助」に相当するサービス

〈サービスの種類〉

- ア 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ
- イ 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ
- ウ ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- エ 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- オ 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理
- カ 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り

(2) 2号サービス

介護保険制度の「訪問介護」では提供しないが、高齢者の生活支援のために提供することが適当なサービス

〈サービスの種類〉

- ア 草むしり
 - イ 花木の水やり
 - ウ 犬の散歩等ペットの世話
 - エ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
 - オ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
 - カ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
 - キ 植木の剪定等の園芸
 - ク 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理
 - ケ 話し相手
 - コ 外出付添
 - サ その他
- ※ 通院等乗降介助は対象外
- ※ サービスの提供に当たって危険を伴わないものに限る

・住民主体訪問サービス事業を提供している団体、提供地域（H30年10月22日現在）

サービス提供団体	提供地域 (あんしんすこやかセンター圏域)	サービス提供期間
特定非営利活動法人 リーフグリーン	長田区全域、 須磨区の一部(板宿・たかとり・西須磨)	平成30年4月1日から
特定非営利活動法人 福祉ネットワーク 西須磨だんらん	須磨区の一部 (西須磨・板宿(一部)・離宮(一部) ・たかとり(一部))	平成30年4月1日から
特定非営利活動法人 西すず安心センター	北区本区 (谷上・神戸北町・北鈴蘭台・鈴蘭台 ・五葉・しあわせの村)	平成30年4月12日から
房王寺さくら会家事生活支援	長田区全域	平成30年4月23日から
認定特定非営利活動法人 東灘地域助け合いネットワーク	東灘区全域、灘区全域	平成30年4月26日から
コープくらしの助け合いの会	東灘区全域	平成30年6月5日から
	兵庫区全域	平成30年6月5日から
	北区全域	平成30年6月5日から
	西区全域	平成30年10月22日から